

「海田町町制施行70周年」記念PRパンフレット制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「海田町町制施行70周年」記念PRパンフレット制作業務を適切かつ良好に実施する能力を有する事業者を選定するため、企画提案を募集する

2 業務概要

(1) 業務名

「海田町町制施行70周年」記念PRパンフレット制作業務

(2) 業務内容

「海田町町制施行70周年」記念PRパンフレット制作業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額

2,500千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格要件

参加者は、以下の参加資格要件を全て満たしていること。ただし、審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件掲載日から契約締結日までの間のいずれの日においても、海田町の指名除外を受けていること。

(3) 専門技術者等、同業務の経験と実績豊富な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。

(4) 企画者・デザイナー・コピーライターなど、制作に必要な人材と密な連絡・連携の確保が容易な体制であること。

4 スケジュール

公募開始日	令和7年12月18日（木）
質問票の提出期限	令和7年12月24日（水）・正午
質問票に対する回答期限	令和7年12月25日（木）【予定】
参加資格確認申請書等提出期限	令和8年1月6日（火）・正午
企画提案書及び見積書等の提出期限	令和8年1月13日（火）・正午
選定審査（書類審査）	令和8年1月14日（水）
審査結果通知	令和8年1月15日（木）【予定】

5 選定方法

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、あらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいた事業提案評価を実施し、最も適した提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

6 参加資格確認申請書等に関する提出物

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1－1）

② 会社概要及び類似業務に関する実績表（様式1－4）

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されている場合、これに替えることができるものとする。

③ 申請書（物品調達等）

※ 令和7～9年度の競争入札参加資格の認定を受けていない者である場合のみ提出すること。契約締結後、速やかに海田町の競争入札参加資格審査追加申請の手続きを行うものとする。

※ 様式は海田町ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/4/139551.html>

④ 取り下げ願い書（様式1－3）

※ 企画提案書の提出後、提案を取り下げる場合に提出すること。

(2) 提出方法

原則電子メールでの提出とし、「申請書（物品調達等）」以外はPDFデータ等可変できない仕様で提出すること。

やむを得ず持参、郵送等に提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出期限

令和8年1月6日（火）・正午

(4) 提出先

末尾記載の担当窓口

7 質問票の受付及び回答

(1) 提出期限

令和7年12月24日（水）・正午

(2) 提出方法

「仕様書等に関する質問票（様式1－2）」により、電子メールにて提出すること。

(3) 提出先

末尾記載の担当窓口

(4) 回答方法

令和7年12月25日（木）【予定】に海田町ホームページに掲載する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① デザイン案：7部

※ 仕様書を踏まえたデザイン案を作成し、提出すること。

※ ただし、仕様書中「5 仕様」に記載の以下の事項については、本プロポーザルにおけるデザイン案の制作にあたり、考慮せずともよいものとする。

- ・ 紙質／紙厚

- ・ 加工

② 見積書：7部

- ※ 様式は任意とする。
- ※ 見積金額は、総額及び業務内容、人件費の積算内訳等詳細が分かるように記載すること。
- ※ 見積金額には消費税及び地方消費税額を加算すること。

(2) 留意事項

- ・ 見積書以外は、応募事業者の名称及びロゴマークなど事業者が判別できるものを記載しないこと。
- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 提出期限後における提出書類の変更、再提出等は認めない。
- ・ 書類の作成及び提出に要する費用は、応募事業者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等は、選定以外の目的で提出者に無断で使用することはしない。また、公開請求があった場合においても非公開とする。

(3) 提出方法

原則電子メールにて提出すること。ただし、提出書類のうち紙媒体での提出が必要なものがある場合は、該当書類のみ持参、郵送いずれかによる提出を可とする。ただし、その場合提出期限までに必着のこと。

(4) 提出期限

令和8年1月13日（火）・正午

(5) 提出先

末尾記載の担当窓口

9 審査

- ・ 審査基準により、選定委員が企画提案書に基づいて評価し、受託候補者を選定する。
- ・ 企画提案書の審査のみとし、プレゼンテーション審査は行わない。
- ・ 応募事業者ごとに選定委員の点数を合計し、得点の高い参加者から順位付けを行い、この順位付けに基づき受託候補者を選定する。
- ・ 同点となった場合は、「企画提案力」に係る評価の高い応募事業者を上位とするが、これも同点の場合、見積額の低い応募事業者を上位とする。
- ・ 応募事業者が1者の場合であっても審査を行う。
- ・ 受託候補者としての基準（総得点数の60%）を満たす者がいない場合、「該当無し」として、改めて公募を行う。

10 審査結果の通知

審査結果は、下記内容を海田町ホームページにて掲載するとともに、全応募事業者へ通知する。

公表する内容は次のとおり。

- ① 委託業務の名称
- ② 委託期間
- ③ 受託候補者及び次点候補者を決定した日
- ④ 受託候補者名称及び点数
- ⑤ 参加事業者数

選定されなかつた旨の通知を受けた提案者は、通知の日から起算して7日（休日を除く。）以内に、海田町長に対して非選定理由について説明を求めることができる。（様式は自由）

ア 受付場所 海田町役場 企画部 かいたブランド課

イ 受付時間 土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 電子メール

エ 回答 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に行う。

ただし、選定委員会における審議の内容は非公表とし、選定に関する異議等は受け付けない。

11 契約締結

審査終了後、選定した受託候補者の企画提案を踏まえ、仕様書の内容整理など必要な調整を行い、見積書を改めて微収し、随意契約の方式により契約を締結する。なお、受託候補者が失格に該当することが認められた場合又は町との契約交渉が不調になったと町が判断した場合は、審査における次点の候補者と交渉を行うものとする。

12 その他

(1) 提案者は、業務を一括して第三者へ委託等してはならない。また、業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面により当町の承諾を得なければならない。

(2) 本事項に定めのない事項はならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 担当窓口（連絡先）

海田町役場 企画部 かいたブランド課

（担当：大西・溝兼）

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

電話：082-823-9212

メール：brand@town.kaita.lg.jp